



## 自転車 の交通事故防止



### は『自転車安全利用月間』です！！

自転車月間は、自転車を利用する人に、基本的な交通ルールを広める活動や、街頭指導を強化し、自転車の交通事故をなくすために行われています。



### 「自転車安全利用五則」を守って安全に走行を！

1 じてんしゃ しゃどう げんそく ほどう れいがい  
自転車は、車道が原則、歩道は例外

※ 標識がない場所でも

- ・ 幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の方は歩道を自転車で通行することができます。
- ・ 自動車等の交通量が多く、接触事故の危険があるなどやむを得ない場合に歩道を通行できます。



この標識がある歩道は自転車で通行できます。

2 しゃどう ひだりがわ つうこう  
車道は左側を通行



3 ほどう ほこうしゃゆうせん しゃどうよ じょうこう  
歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 あんぜん まも  
安全ルールを守る



5 子どもはヘルメットを着用

### 滋賀県は

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成 28 年 2 月 26 日施行)



幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメットの着用



## 「自転車安全点検」をして安全に走行を！

ブレーキワイヤーがゆるんでいませんか？

ベルは鳴りますか？

ライトは点灯しますか？

タイヤの空気は入っていますか？



ハンドルの締まり、ゆがみ等はありませんか？

反射材は付いていますか？

チェーンのたるみ等は大丈夫ですか？



## 「自転車損害賠償保険」に入って安全に走行を！

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成28年10月1日施行）により、

「自転車損害賠償保険」の加入が義務付けられています。



## 夜間はライトを点灯、反射材を活用！



夜間は周囲に存在を知らせることが大切です。夜間、自転車に乗る時は、必ずライトを点灯しましょう。

また、自転車のタイヤのスポーク部分や車体の後部に反射材を取り付けることで車のドライバーから発見されやすくなります。自転車の存在を目立たせるために反射材を活用しましょう。

## 自転車をとめる時は、必ず鍵をかけましょう！！

新生活が始まり、自転車を使用される方もおられるでしょう。

今年は、昨年よりも自転車の盗難が多く発生しています。

（盗まれた自転車の約65%が無施錠です）

短時間の駐輪や、家にとめる時でも必ず施錠しましょう！



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp